

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 職場体験学習のお願い
- ◆ リスクマネジメントセミナーのご案内
- ◆ 法人会アンケートシステム登録のお願い
- ◆ 健康体力測定のご案内(第5ブロック)
- ◆ 花いっぱい運動のご協力のお願い(第2ブロック)

●法人会(本部等主催)の行事

月	日	曜	内 容	
5	8	火	決算事務説明会	13.30～ 於：福岡ガーデンパレス
5	16	水	税の相談日	10.00～ 於：事務局会議室
5	17	木	簡保役員会	11.00～ 於：事務局会議室
5	30	水	通常総会	15.30～ 於：ソラリア西鉄ホテル

●ブロック、支部の主行事

月	日	曜	内 容	
5	9	水	第1ブロック役員会	11.00～ 於：西鉄グランドホテル
5	17	木	花いっぱい運動	15.00～ 於：中央区舞鶴地区

●青年部会、女性部会の主行事

月	日	曜	内 容	
5	11	金	女性部会役員会	11.00～ 於：事務局会議室
5	15	火	青年部会役員会	11.00～ 於：福新楼



〔I〕 税務カレンダー

5月の税務カレンダー

- 5月10日 ●納期の特例適用源泉徴収義務者を除く全源泉徴収義務者
4月支払分給与に係る源泉所得税、特別徴収住民税納期限
4月支払分報酬・料金等に係る源泉所得税納期限
- 5月31日 ●3月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税
確定申告期限・納期限
- 9月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税
中間申告期限・納期限
- 課税期間3月特例適用の3月、6月、9月、12月決算法人
3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税
確定申告期限・納期限
- 課税期間1月特例適用法人
1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税
確定申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額400万円超4,800万円以下の6月、9月、12月決算法人
3月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人
1月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
- 確定申告に係る所得税の延納届出税額の納期限
- 自動車税納期限（都道府県によって期限が異なる場合があります。）
- 軽自動車税納期限（市町村によって期限が異なる場合があります。）
- 固定資産税・都市計画税第1期分の納期限（市町村によって期限が異なる場合があります。）
- 道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の納税義務者への通知期限

〔Ⅱ〕知らないで損する税情報



生命保険料控除——平成 24 年 1 月 1 日以後の契約分から新制度が適用されます！

税理士 衛藤政憲

平成 22 年度の税制改正において生命保険料控除制度が改正されています。改正法は、平成 24 年分の所得税（住民税については平成 25 年分）から適用され、平成 24 年 1 月 1 日以後の保険契約が適用対象とされています。新規の契約だけでなく既存の契約の内容変更の場合にも改正法が適用される場合がありますので、今回はこの新生命保険料控除制度について確認しておきたいと思います。

なお、以下改正後の制度を「新制度」、改正前の制度を「旧制度」と記載します。

1 新制度の 3 つのポイント

○ポイント 1 「介護医療保険料控除」の新設

平成 24 年 1 月 1 日以後の保険契約について、旧制度の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」のほかに、「介護医療保険料控除」が新設されました。

○ポイント 2 各保険料控除適用限度額の変更

旧制度において 5 万円（住民税は 3.5 万円）であった「一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」の適用限度額が新制度ではともに 4 万円（住民税は 2.8 万円）に変更され、新設された「介護医療保険料控除」の適用限度額についても 4 万円（住民税は 2.8 万円）とされました。

○ポイント 3 合計保険料控除適用限度額の変更

新制度における合計保険料控除適用限度額は、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」、「個人年金保険料控除」の各適用限度額 4 万円の合計である 12 万円とされ、旧制度における 10 万円よりも多くなりました。

ただし、住民税の合計保険料控除適用限度額は旧制度と同じ 7 万円のままです。

2 新制度適用対象保険料

旧制度においては保険契約により支払った保険料を一般の生命保契約に係るものと個人年金保険契約に係るものの 2 つに区分するだけでしたが、新制度においては保障内容によって次のように各保険料控除の対象とされることとなりますので、平成 24 年 1 月 1 日以後契約の一般の生命保契約については、主契約の保険料と特約の保険料とが区分されて各保険料控除の適用対象とされることとなります。

① 一般生命保険料控除の対象となる保険料

保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定の保険金等が支払われることとなる部分に係る保険料が対象となります。

② 介護医療保険料控除の対象となる保険料

保険契約のうち疾病又は身体の傷害等による医療費等の支払事由に基因して保険金等が支払われることとなる部分に係る保険料が対象となります。

なお、従来一般の生命保険料控除の対象とされていた保険料のうち、身体の障害のみに基因して保険金等が支払われることとなる部分に係る保険料は、新制度においては生命保険料控除の適用対象外とされました。

③ 個人年金保険料控除の対象となる保険料

旧制度と同じです。新制度においても個人年金保険契約に係る保険料が対象となります。



3 所得税の生命保険料控除額の計算方法

新制度における所得税の控除額の計算は、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のいずれも、年間の支払保険料等の合計額の区分に応じて次のように計算することとされています。

年間の支払保険料等の合計額	控除額
2 万円以下	支払保険料等の全額
2 万円超 4 万円以下	支払保険料等 ÷ 2 + 1 万円
4 万円超 8 万円以下	支払保険料等 ÷ 4 + 2 万円
8 万円超	4 万円

4 留意事項

(1) 平成 24 年 1 月 1 日以後の新規契約とみなされるもの

契約日が平成 24 年 1 月 1 日以後の新規の契約が新制度の適用対象となるのですが、同日以後に平成 24 年 3 月 31 日以前に契約した旧制度の適用対象契約について、「転換」、「主契約の更新」、「特約の更新」、「特約の付加」等の契約変更等が行われた場合には、その旧制度適用対象契約は新規の新制度適用対象契約とみなすこととされています。

なお、特約の付加によらない保険金額の増減額や契約者名義の変更等については、新規契約とみなされるものには該当しないとされています。

(2) 新制度と旧制度の双方の適用対象契約がある場合の控除額の計算

一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、これらの控除ごとに適用限度額を 4 万円とするか 5 万円とするか選択して、介護医療保険料控除の適用限度額を含む合計保険料控除適用限度額 12 万円の範囲内で、控除額が有利になる計算をすることができることとされていますので、旧制度適用対象契約の控除額が 4 万円以上の場合には、適用限度額を 5 万円とする計算をするほうが有利となります。

※ 平成 24 年 4 月 20 日現在の法令通達等により記載しています。



〔Ⅲ〕 特 集



自社株式（取引相場のない株式）の評価・・・自社株の評価は、
事業承継対策を考えるうえで基礎となるもの！

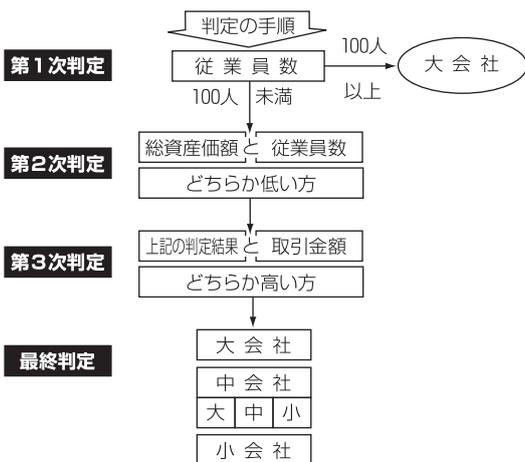
税理士 山口 俊 昭

〔自社株式の評価の概要〕

- ・ 自社株式の評価は、「会社の区分（全部で5つ）」と「株主の区分（2つ）」の組合せで、できています。
- ・ 会社の区分は、「大会社・中会社・小会社」の三つに区分され、中会社だけは、「中会社の大、中会社の中、中会社の小」に細分しています。
- ・ 株主の区分は、①会社の支配的な株主で所有株数の多い人である「支配株主」と②会社の経営には直接かかわらない所有株数の少ない「零細株主」に分かれます。

1. 会社の規模区分の判定

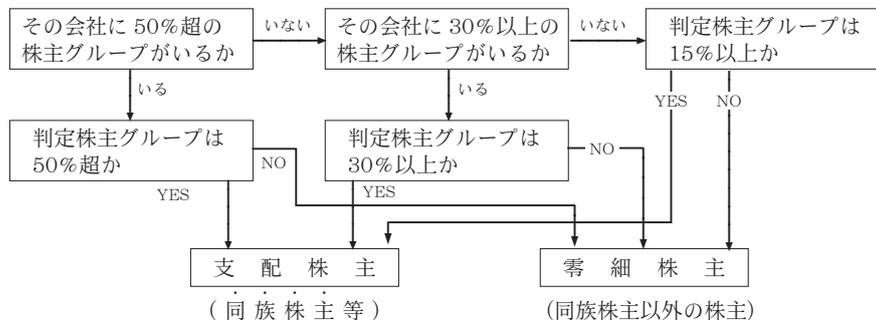
- ・ 会社の規模区分の判定方法には、3つの基準があります。
- ①従業員数基準、②従業員数を加味した総資産価額基準、③年取引金額（売上高）基準



○大会社・中会社・小会社の区分（評基通 178）

規模区分	区 分 の 内 容	総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数	直前期末以前1年間における取引金額
大会社	従業員数が100人以上の会社又は右のいずれかに該当する会社	卸売業 20億円以上 (従業員数50人以下の会社を除く。)	80億円以上
		小売・サービス業 10億円以上 (従業員数50人以下の会社を除く。)	20億円以上
		卸売業・小売・サービス業以外 10億円以上 (従業員数50人以下の会社を除く。)	20億円以上
中会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれかに該当する会社（大会社に該当する場合を除く。)	卸売業 7千万円以上 (従業員数5人以下の会社を除く。)	2億円以上 80億円未満
		小売・サービス業 4千万円以上 (従業員数5人以下の会社を除く。)	6千万円以上 20億円未満
		卸売業・小売・サービス業以外 5千万円以上 (従業員数5人以下の会社を除く。)	8千万円以上 20億円未満
小会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業 7千万円未満又は従業員数5人以下	2億円未満
		小売・サービス業 4千万円未満又は従業員数5人以下	6千万円未満
		卸売業・小売・サービス業以外 5千万円未満又は従業員数5人以下	8千万円未満

2. 支配株主と零細株主の区分判定



- 「支配株主」とは、持株割合が30%以上の株主グループ（1グループだけで50%以上所有している場合は、その50%以上の株主グループ）をいい、オーナー一族はほとんどがこれに該当します。
- 「零細株主」とは、支配株主以外の持株割合が少ない者（たとえば従業員株主）をいいます。

〔同族関係者の範囲〕・・・個人の同族関係者の株主グループ

(1) 株主等の親族 ① 6親等内の血族 ② 配偶者 ③ 3親等内の姻族	(3) 個人である株主等の使用人 (4) (1)、(2)及び(3)に掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
(2) 株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者	(5) (2)、(3)及び(4)に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

＜チェックポイント＞

・ 議決権

平成13年・14年の商法改正により、単元株制度の創設及び株式の多様化（種類株式ごとに単元を定めることができます。）が認められることになり、株主が有する株式の数と議決権の数等が必ずしも一致なくなりました。そこで、株主が有する「株式数」又は評価会社の「発行済株式数」等を基とした判定では、会社支配の実態と異なる株主区分となることがあるため、「議決権の数」を基に「同族株主のいる会社」、「同族株主のいない会社」の区分を判定することとなりました。



3. 株式の評価方法

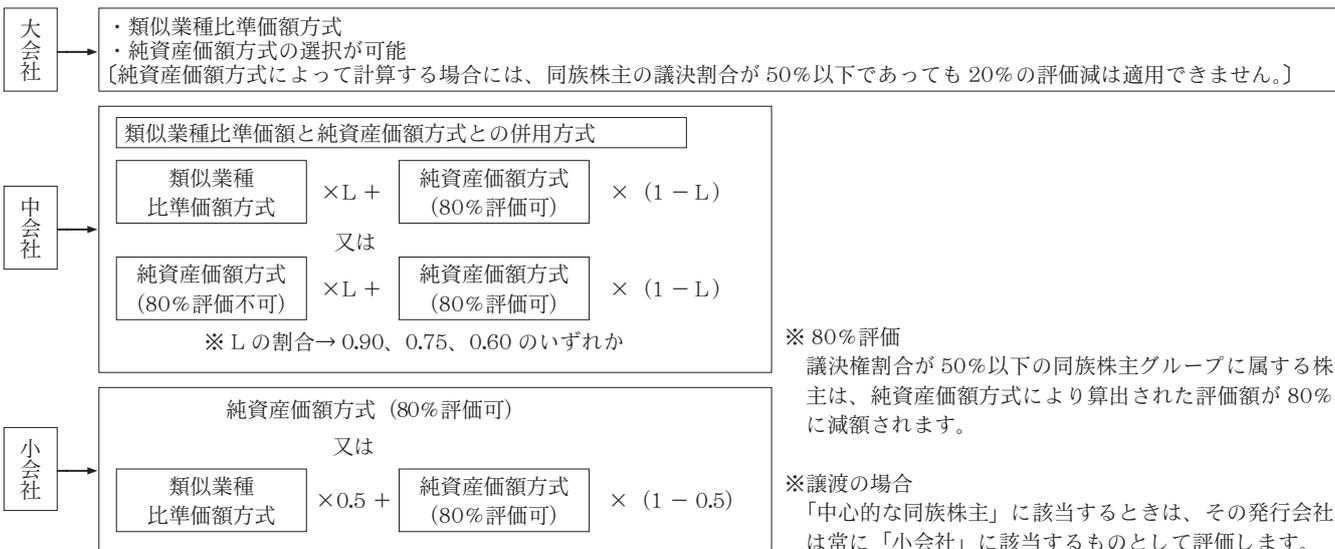
- (1) 会社の規模区分及び株主の区分を使って株式を評価する方法を見つけます。
- (2) 同一の会社の株式であっても評価しようとする株主により評価額が変わります。
 - ①株式の所有者が会社に影響力を及ぼすことができる支配株主・・・原則的評価方式
 - ②従業員等のように会社に対する支配力を持たない零細株主・・・配当還元方式（特例的評価方式）
- (3) 評価方式には3パターンあります。
 - ①会社が所有する資産（時価）に着目した「純資産価額方式」
 - ②上場されている類似業種の会社の株価から比準して算定する「類似業種比準方式」
 - ③会社から支払われる配当金額に着目した「配当還元方式」（特例的評価方式）

＜チェックポイント＞

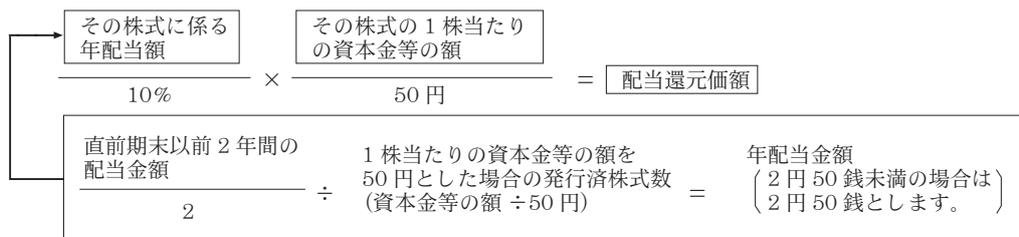
相続等によって取得した取引相場のない株式の価額をどのような評価方式によって評価するかを決めるためには、①評価会社に同族株主がいるかどうか、②株式の取得者（納税義務者）は、同族株主であるかどうか、③株式の取得者の議決権割合はいくらかを判定する必要があります。

一般の評価会社の評価方法

(1) 原則的評価方式の場合



(2) 特例的評価方式の場合（配当還元方式）



(注) この金額が(1)の原則的評価方式によって計算した価額を超えるときは、(1)の原則的評価による価額とします。

＜チェックポイント＞

発行会社の規模に応じて

- 原則的評価方式
 - ・ 上場会社に匹敵するような「大会社の株式」⇒上場会社の株式との均衡を図ることが合理的であるので、原則として類似業種比準方式により評価する。
 - ・ 個人企業とそれほど変わるところがない「小会社の株式」⇒個人企業者の財産評価との均衡を図ることが合理的であるので、原則として純資産価額方式により評価する。
 - ・ 大会社と小会社との中間にある「中会社の株式」⇒大会社と小会社の評価方式の併用方式によって評価する。
- 特例的評価方式
 - ・ 株主の中でも事業経営への影響度の少ない同族株主の一部及び従業員株主などが株式を所有する場合は、実質的には単に配当を期待するだけであり、評価手続きの簡便性をも考慮して、特例的評価方式である配当還元方式により評価する。
- 特定の評価会社
 - ・ 業績は悪いながらも事業を継続している会社や資産の保有状況や営業の状態などが特異な会社の株式⇒「特定の評価会社の株式」として定め個別に評価方法を規定している。

